

報道関係者 各位

令和8年5月11日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課  
自立支援振興室

室長 補佐

増田 岳史（内線 3089）

障害者文化芸術計画推進官 森 真理子（内線 3079）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2097

## 令和9年度全国障害者芸術・文化祭の開催地決定について

令和9年度全国障害者芸術・文化祭の開催地について、東京都に決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 全国障害者芸術・文化祭の目的

障害者の芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、平成13年度から開催しています。平成29年度から、国民文化祭と一体的に開催しています。

### 2. 開催地の決定について

全国障害者芸術・文化祭の開催地については、一体開催の観点から、国民文化祭開催都道府県としています。今般、令和9年度国民文化祭開催地の東京都への決定を受けて、決定いたしました。

厚生労働省において、各都道府県の協力を得ながら全国各地に整備してきた障害者による文化芸術活動の支援拠点を中心に行われてきた様々な活動やその成果を、情報発信力のある東京から広く発信するため、令和9年度全国障害者芸術・文化祭は厚生労働省が主催します。また、東京都が実施する障害者の芸術文化活動支援事業との幅広い連携を行い、障害者による文化活動全般の機運を高めるために、東京都との共催という体制で開催いたします。

なお、今年度（令和8年度）は高知県、令和10年度は愛媛県での開催が既に決定しています。

# 「第27回全国障害者芸術・文化祭東京大会(仮称)」について

## 1 趣旨

障害者による芸術文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、「全国障害者芸術・文化祭東京大会(仮称)」を開催する。

## 2 事業内容 (案)

### (1) 開閉会式

### (2) 障害者芸術・文化祭

美術作品の展示(絵画、工芸、書、写真等)や舞台芸術の発表(音楽、舞踊、演劇、芸能等)、講演会やワークショップ等の開催。

### (3) 連携事業

障害者芸術・文化祭に賛同し、その目的に沿った事業を連携事業として広報協力等を行う。

## 3 開催日

令和9年 秋

## 【参考】

### 全国障害者芸術・文化祭の開催状況一覧

回	年度	開催地	回	年度	開催地	回	年度	開催地
第1回	H13	大阪府	第11回	H23	埼玉県	第21回	R03	和歌山県
第2回	H14	岐阜県	第12回	H24	佐賀県	第22回	R04	沖縄県
第3回	H15	東京都	第13回	H25	山梨県	第23回	R05	石川県
第4回	H16	兵庫県	第14回	H26	鳥取県	第24回	R06	岐阜県
第5回	H17	山形県	第15回	H27	鹿児島県	第25回	R07	長崎県
第6回	H18	沖縄県	第16回	H28	愛知県	第26回	R08	高知県
第7回	H19	長崎県	第17回	H29	奈良県	第27回	R09	東京都 (今回決定)
第8回	H20	滋賀県	第18回	H30	大分県	第28回	R10	愛媛県
第9回	H21	静岡県	第19回	R01	新潟県			
第10回	H22	徳島県	第20回	R02	宮崎県			

※平成29年度以降は国民文化祭と一体的な開催としている。